

第1回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年1月8日(水)午後1時26分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時26分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
在任委員15名中現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。
- 議長
(金井会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時26分
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時27分
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において13番 千明忍委員、
14番 赤石初雄委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
4. 諸般の報告 午後1時27分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1)農地法第3条の3の規定による届出について
(2)農地法第18条第6項(合意解約)について
(3)農地復元届について
(4)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時30分
議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を
議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ここで、提出された6番の案件について、13番 千明忍委員が現地調査を行っておりますので報告願います。

13番委員 先日現地確認を行いました。本件の権利移動については、特に問題は無いかと思われま。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

9番委員 農作業従事日数が年間で120日となっておりますが、農地法の要件的に問題は無いのでしょうか。

事務局次長 農作業従事日数は概ね150日以上が基本となりますが、本件については、経営主の奥さんが200日農作業に従事する旨の記載があり、世帯としては150日を超えているため問題ないと判断したものになります。

9番委員 わかりました。

議長 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして6番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第52号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第53号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 9件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

8番

9番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第54号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第55号「営農型太陽光発電に係る農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ここで提出された1番・2番の案件については、9番 小林秀一委員、10番 小林喜久代委員が現地確認を行っておりますので、報告願います。

9番委員

先日現地確認を行いました。作付けもきちんとされているようであり、更新に問題は無いかと思われま

10番委員

同じく現地調査を行いました。きちんと管理されており問題無いかと思われま

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第55号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第55号「営農型太陽光発電に係る農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第56号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項の規程による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第56号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第56号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項の規程による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第57号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第57号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ござ
いませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第57号「農地に該当しないことの証明願について」は、
申請のとおりこれを認め、証明することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時13分

6. 協議事項

- (1) 沼田市内の農地に関する賃借料情報について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 農地等の利用の最適化を推進する上で直面している課題等の提出について
- (2) 令和6年度利根沼田農業委員会協議会研修の開催について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

8. 閉 会

終了 午後2時59分